**除雪及び凍結防止剤散布業務委託（丸子地域）**

**公募型プロポーザル実施要領**

**１　目的・趣旨**

本委託業務は、冬季間における降雪及び凍結等により市民に著しい不便が生ずる恐れを解消するため、上田市が管理する市道の除雪及び凍結防止剤散布業務を実施するものとする。

実施にあたって、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの提案を得るため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うものである。

**２　委託業務の概要**

（1）件名　令和７年度　除雪及び凍結防止剤散布業務委託（丸子地域）

（2）内容　「除雪業務実施要領」及び「除雪業務特記仕様書」のとおり

（3）期間　契約締結日から令和8年3月31日までとする

（4）場所　上田市丸子地域

（5）上限金額　予定価格７，１６１，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は、提案時に提示できる金額の上限であり、契約金額ではありません。

**３　参加資格要件**

　　本プロポーザルは、次の全ての条件を満たす事業者によって構成する共同企業体が参加できるものとする。

（1）構成団体等は、上田市内に本店を有すること。

（2）「令和7・8・9年度上田市建設工事入札参加資格者名簿（土木一式）」に登録されている者であること。

（3）本市から指名停止の措置を受けていない者であること。

（4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（5）応募する者及びその関係者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員及び上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力関係者でないこと。

（6）会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続き開始の申し立てをしていない者であること。

（7）受託業務遂行のため十分な専門性、技術力及び体制が整っていること。

**４　審査・評価項目**

**（1）審査の流れ**

ア　審査は、除雪及び凍結防止剤散布業務委託業者審査委員会（以下「委員会」という。）において、厳正かつ公平に行う。

イ　参加資格者から提出された参加申込書及び施工体制提案書に基づいて審査を行う。審査の結果、総得点が最も高い業者を契約候補者とし、契約締結に向けた協議を行う。なお、この協議において、契約候補者からの提案書の内容変更は、原則として認めないものとする。

ウ　提案者が１共同企業体であっても審査は行うものとする。

**（2）審査方法**

ア　別紙「評価基準」に基づき、審査委員ごとに採点し、得点の最も高い者を契約候補者として選定する。ただし、契約候補者となることができる最低基準点を満点の60％とし、基準点に届かない場合は、この限りではない。

イ　最高点の提案者が複数であった場合は、別紙「評価基準」の基準に基づいて選定を行う。

ウ　契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続き行う。

エ　参加者が1共同企業体であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、最低基準点（満点の60％）に届かない場合は契約候補者として選定しない。

**（3）審査結果の通知**

審査結果は、書面で全提案者に通知するとともに、ホームページ等で公表を行う。なお、審査結果についての質問及び異議申し立ては受け付けない。

**５　審査スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| **内　容** | **日　程** |
| プロポーザル募集開始（本要領・仕様書等公表） | 令和7年10月1日（水） |
| 質問書の受付期間 | 令和7年10月1日（水）  ～令和7年10月8日（水）17時必着 |
| 質問に対する回答期限 | 令和7年10月10日（金） |
| 参加申込書等提出期間 | 令和7年10月1日（水）  ～令和7年10月17日（金）17時必着 |
| 書類審査（参加資格要件、施工体制提案書の確認） | 令和7年10月24日（金）非公開 |
| 審査結果通知 | 令和7年10月下旬 |
| 業務委託契約締結 | 令和7年11月上旬予定 |
| 受託者説明会 | 令和7年11月20日（木）AM |

**６　参加方法・参加申込**

「４　参加要件」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 提出書類 | ・参加申込書（様式1）  ・参加要件資料（様式2）  　① オペレーターに関する届（様式3）  　② オペレーターの免許証及び技能講習修了書の写し  ・道路除雪共同企業体の提出資料  　① 道路除雪共同企業体協定書（様式4）  ・施工体制提案書（様式5、様式6、様式6-1）  ・価格提案書（様式7） |
| (2) 提出部数 | 正本1部  （市への提出は1部とするが、申請者において控えが必要な場合、持参した場合に限り受付印を押印し返却する。） |
| (3) 提出方法 | 持参または、郵送により提出  （郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無を提出先へ確認すること。） |
| (4) 提出期間 | 令和7年10月1日（水）～令和7年10月17日（金）17時必着 |
| (5) 提出先 | 上田市役所 都市建設部 土木課 |
| (6) 留意事項 | ・一度提出された提案書等は、修正、変更、引き換え、撤回することはできないものとする。  ・提案書等の提出物は返却しない。  ・提出された提案書等は非公開とする。  ・見積価格が異常に低い場合等、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適当と認められる場合は、提案者から説明を求め、合理的理由がないと認められた場合は選定を留保する。 |

**７　質問の受付及び回答**

本業務委託に関する質問がある場合は、質問書（様式８）により提出すること。なお、口頭による質問の受付は行わない。

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 提出方法 | 電子メールによる提出とする。 |
| (2) 受付期間 | 令和7年10月1日（水）～令和7年10月8日（水）17時必着 |
| (3) 提 出 先 | 上田市役所 都市建設部 土木課  （提出後は、質問を送信したことを電話で伝えること） |
| (4) 回答方法 | 質問に対する回答は、令和7年10月10日（金）までに、質問者匿名にて  上田市ホームページに掲載する。  なお、質問に対する回答は、実施要領等の内容追加・修正とみなす。 |

**８　契約**

（1）契約候補者と細部の仕様調整のうえ、契約締結は随意契約を予定している。

（2）契約候補者との交渉が合意に達しない場合又は虚偽若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった応募者のうち順位が上位であったものから順に交渉を行うこととし、（1）と同様の方法により契約する。

**９　失格要件**

　次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

（1）参加申込書提出後から契約候補者の特定の日までの間に、「３　参加要件」のすべてを満たす者ではなくなった場合

（2）提出書類に虚偽の記載をした場合

（3）提出書類の期限・方法・提出先が適合しない場合

（4）仕様書の要件を満たしていない場合

（5）見積が上限金額を上回る場合

**１１　その他**

（1）企画提案に関する必要経費等、プロポーザル参加に係る諸費用は参加者の負担とする。

（2）プロポーザル関係通知書類及び課題等の提出を郵送で行う場合、不達及び遅配を原因として提出者に不利益が生じても、本市はその責を負わない。

（3）本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

**１２　各種申込先・問い合わせ先**

上田市役所 都市建設部 土木課　　担当者：吉池、中村、山岸

〒386-8601　長野県上田市大手一丁目11番16号

ＴＥＬ　0268-23-5126（直通）

メール　[doboku@city.ueda.nagano.jp](mailto:doboku@city.ueda.nagano.jp)